



長野県報

2月2日(木)
平成24年
(2012年)
第2340号

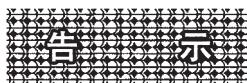
目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する通知の掲示(森林づくり推進課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)変更の届出(会計課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)及び売りさばき場所の変更の届出(会計課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
政治資金規正法に基づく平成22年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)	3

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(6件)(都市計画課)	4
一般競争入札(管財課)	5
建築基準法に基づく建築協定に加わる意思の表示(建築指導課)	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(企業局)	6
一般競争入札(高校教育課)	6
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	7
土地収用法施行令に基づく公示送達(企画課土地対策室)	8



長野県告示第93号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
長野市(次の図に示す部分に限る。)
 - 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第94号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第95号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松本市(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第96号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡壳木村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

壳木村(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第97号

森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容

(要旨)

1 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。

2 変更後の指定施業要件については、平成24年1月4日付農林水産省告示第2号とのおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する 保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者等の氏名
下伊那郡壳木村45の757	代田賀都志

森林づくり推進課

長野県告示第98号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成24年1月16日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)変更の届出がありました。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新 紙庄 池上龍子	伊那市荒井9 紙庄	伊那市荒井9 紙庄
旧 紙庄 池上孝雄		

会計課

長野県告示第99号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成24年1月23日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会長野県支部松本支所	松本市平田東2丁目-5-1	松本市平田東2丁目-5-1 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会長野県支部松本支所
旧	社団法人 日本自動車販売協会連合会長野県支部松本支所	松本市平田東2丁目-5-1	松本市平田東2丁目-5-1 社団法人 日本自動車販売協会連合会長野県支部松本支所

会計課

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月2日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川上佐久線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市入沢字池の端162番の2地先から 佐久市三分字西塚田60番の8地先まで	旧	m 5.0~7.4	km 1.7259
同 上	新	10.5~16.0	1.7259

道路管理課

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月2日

長野県木曽建設事務所長 石井 杉男

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 361号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町新開7064番の1地先から 木曽郡木曽町新開7033番地先まで	旧	m 14.0~24.0	km 0.1015
同 上	新	m 15.2~30.3	km 0.1015

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月2日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏文

- 1 路線名 川上佐久線
- 2 供用を開始する区間
佐久市入沢字池の端162番の2地先から
佐久市三分字西塚田60番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年2月2日

道路管理課

選告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成22年分の政治団体の収支に関する報告書について、阿部守一後援会から次のとおり訂正の報告がありました。

平成24年2月2日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男
別冊の阿部守一後援会中

「 収入総額	24,504,417円」
を	
「 収入総額	29,405,679円」
に、	
「 本年収入額	24,504,417円
支出総額	24,192,532円
繰越額	311,885円」
を	
「 本年収入額	29,405,679円
支出総額	27,809,512円
繰越額	1,596,167円」
に、	
「 個人からの寄附	15,511,500円

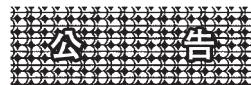
政治団体からの寄附	7,270,012円
小計	<u>22,781,512円」</u>
個人からの寄附	16,845,500円
政治団体からの寄附	10,837,274円
小計	<u>27,682,774円」</u>
選対本部解散式開催	460,000円」
後援会活動反省会会費	460,000円」
合計	<u>24,504,417円」</u>
合計	<u>29,405,679円」</u>
その他	3,461,500円
小計	<u>15,511,500円」</u>
佐藤謙一郎	100,000円 神奈川県横浜市
藤森文子	100,000円 諏訪郡下諏訪町
藤瀬恭子	100,000円 茅野市
その他	4,495,500円
小計	<u>16,845,500円」</u>
民主党長野県総支部連合会	3,500,000円 長野市
その他	220,000円
小計	<u>7,270,012円」</u>
民主党長野県総支部連合会	7,147,262円 長野市
その他	140,000円
小計	<u>10,837,274円」</u>
人件費	2,924,723円」
人件費	2,799,170円」
備品・消耗品費	1,189,462円
事務所費	4,780,191円
小計	<u>9,297,264円」</u>
備品・消耗品費	1,481,267円
事務所費	5,058,479円
小計	<u>9,741,804円」</u>
組織活動費	886,857円
選挙関係費	4,515,133円
機関紙誌の発行その他の事業費	5,459,046円
宣伝事業費	5,459,046円」
組織活動費	1,848,059円
選挙関係費	4,500,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	7,472,935円
宣伝事業費	7,472,935円」

に	「 その他の経費	599,655円
小計	<u>14,895,268円</u>	
合計	<u>24,192,532円」</u>	

を	「 その他の経費	812,137円
小計	<u>18,067,708円</u>	
合計	<u>27,809,512円」</u>	

に改める。

選挙管理委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画土地区画整理事業 湖畔若宮土地区画整理事業

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び岡谷市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画道路 3・5・17号東町線

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び岡谷市役所

都市計画課